令和 2 年第 2 回 河内町議会定例会会議録 第 2 号

令和2年6月11日 午前10時18分開議

1. 出席議員 12名

豊 君 2番 君 1番 山 本 佐 Ш 洋 司 3番 髙 橋 利 彰 君 4番 服 部 隆 君 5番 髙 橋 稔 君 6番 小 更 雅 之 君 7番 君 8番 牧 Ш 諸 尚 周 示 龍 雄 君 9番 野 澤 良 治 君 10番 星 野 初 君 英 11番 大 野 佳 美 君 12番 宮 本 秀 樹 君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町 長 雜 賀 正 光 君 副 町 長 君 藤 井 俊 総務課長兼秘書広聴課長 君 訪 洋 諏 機管 監 澤 君 危 理 野 茂 画 財 政 長 濹 志 君 企 課 北 雅 済 課 長 君 経 坂 本 紀 幸 君 上 下 水 道 課 長 香 取 秀 育 教 長 大 野 繁 君 教育委員会事務局長 寺 崹 君 光 則 町 民 課 長 君 石 Щ 茂 樹 税 務 課 長 伊 藤 英 君 樹 子 育 て 支 援 課 長 <u>\f\</u> 誠 君 足 福 祉 課 長 吉 茂久 君 田 出 納 室 長 石 山 由美子 君 都 市 整 備 課 長 仲 代 直人 君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 議事日程

議事日程第2号

令和2年6月11日(木曜日) 午前10時18分開議

議事日程

日程1.一般質問

日程2. 議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程3. 議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例

日程4. 議案第3号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程 5. 議案第 4 号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例

日程6. 議案第5号 令和元年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程7. 議案第6号 令和2年度河内町一般会計補正予算(第2号)

日程8. 議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程9. 議案第8号 町有財産(旧河内中学校)の無償貸付について

日程10. 議案第9号 河内町特別職の期末手当の減額に関する条例の制定について

日程11. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1.一般質問

日程2. 議案第1号

日程3. 議案第2号

日程4. 議案第3号

日程5. 議案第4号

日程6. 議案第5号

日程7. 議案第6号

日程8. 議案第7号

日程9. 議案第8号

日程10. 議案第9号

日程11. 閉会中の所管事務調査の件

午前10時18分開議

○議長(服部 隆君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の 会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、御 了承くださるようお願いいたします。

○議長(服部 隆君) 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

- 1、新型コロナウイルスについては、宮本秀樹君からの質問です。
- 2、河内町地域防災計画について、要配慮者への避難に特有の問題点と課題については、 佐川洋司君からの質問です。
 - 3、空き校舎の利活用については、牧山龍雄君からの質問です。
- 4、職員研修、事務改善の計画について、行財政改革については、諸岡周示君からの質問です。

初めに、宮本秀樹君、登壇願います。

[12番宮本秀樹君登壇]

〇12番(宮本秀樹君) おはようございます。12番宮本秀樹でございます。

私からは新型コロナウイルス感染症について質問させていただきます。

教育長をはじめ、担当課長、答弁よろしくお願いいたします。

まず最初に、新型コロナウイルスに感染され入院されている方々や、お亡くなりになられた方々にお見舞いと御冥福をお祈り申し上げます。町民の皆様にとりましても、長い間自粛され、大変お疲れさまでした。

緊急事態宣言が解除されたといっても、今なお自粛が続いているのが現状です。いつ収まるのか分からないところではありますが、少しはほっとしているところでもあります。 要請が緩和され、解除され、これからが正念場と思います。経済を取り戻すのが最大の課題です。世界経済への復活なくして日本経済の力強い再生がないのも現状です。今後、第2波感染、第3波感染が起こらないよう願うばかりです。

この後、自席にて質問させていただきます。

- 〇議長(服部 隆君) 12番宮本秀樹君。
- **〇12番(宮本秀樹君)** 町民課長、総務課長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症による自粛要請が緩和、解除されたが、今日までの対策や対応は町ではどのようにしていたのか、今後の対応もお聞きします。

現在の河内町での住民の発症者は0人です。町民の皆様方の努力のたまものです。でも 安心はできません。今後の町の対応はどうするのかをお聞きします。

PCR検査を行った方はいたのですか。個人情報もありますが、答えられる範囲でお願いします。

次に、教育長にお尋ねいたします。

かわち学園では休校が続いていましたが、どのような対策を取っていったのですか。今

までの経緯と今後の進め方をお聞きします。

子供たちの学力低下並びに精神面など心配されますが、どのような対策をするのかお聞きします。

経済課長にお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症により、各商店や企業等が売上げ減少などで経営が危ぶまれています。町としての対策はどう考えているのかお聞きいたします。お願いします。

- 〇議長(服部 隆君) 石山町民課長。
- 〇町民課長(石山茂樹君) 御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、徐々に落ち着き、緊急事態宣言が解除となりました。当町から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しなかったことにつきましては、町民の皆様一人一人が様々な感染予防に御協力いただき、また、医療従事者に携わる皆様をはじめ、町民生活を支えていただいている事業者の皆様にこの場をお借りしまして心より感謝申し上げます。

昨年12月に確認されて以来、その後、世界中に感染が拡大し、国内におきましても、今年1月に国内感染が報告されて以後、感染経路不明な患者の増加している地域が発生し、感染拡大防止のため、全国的な学校の臨時休校の措置も取られ、その後も一部の地域で感染拡大が見られてきたため、3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部が設置されました。

その後も急速な蔓延により国内の各地で感染者が増加し続け、医療提供体制も逼迫し、 4月7日、東京都を含む7都県に緊急事態が発令され、都市部からの異動等によりクラス ターが各地に発生し、感染が拡大傾向にあるため、4月16日に緊急事態措置を実施すべき 区域を全都道府県に対象が拡大されました。

通常であればゴールデンウイークでにぎわう時期でございましたが、人と人との接触機会を減らすことにより感染拡大を可能な限り抑制するため、感染対策を徹底し、医療機関、事業者等、国民全体で全国的に取り組むことにより、一定の成果が表れ減少傾向となり、茨城県は5月14日に緊急事態宣言が解除され、その後、5月25日に全ての区域で緊急事態宣言が解除されました。

当町におきましても、2月28日に新型コロナウイルス警戒本部を設置し、4月1日、町長を本部長とする河内町新型コロナウイルス対策本部に移行し、本部会議を行い、国、県の方針の下、不要不急な外出の自粛要請、公共施設の使用制限などを講ずるとともに、町民の皆様へ三つの密を避け、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生など、感染予防を町の広報紙、防災無線等でお願いしてまいりました。

やはり、マスクが品薄で購入も困難な時期でございましたので、妊婦の方へ1人につき 50枚を配布させていただき、また、保健師による簡単に作れる手作りマスクの作り方のチ ラシを作成し、各御家庭に配布させていただきました。 茨城県の発表によりますと、県内での陽性者数は昨日現在、累計168名で、うち亡くなられた方が10名、150名の方が退院、退所されましたが、いまだ療養されている方もいらっしゃる状況でございます。

もし、町内で陽性者が発生した場合、町で把握できる情報につきましては、県のホームページに掲載されている年代、性別、国籍、居住地、職業、海外渡航歴など限られた情報でございます。検査状況もまた、町のほうでは把握しておりません。

県内のPCR検査の状況でございますが、当初は保健所を介しての検査という流れのみでございましたが、今現在は、医師が必要と認める全ての方に実施されている状況でございます。感染症を疑う症状がある方については、保健所に相談していただきたいと思います。

引き続き、感染の再流行に備え、県ではPCR検査体制、医療提供体制の確保に取組の強化を進めております。

また、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬につきまして、現在、国では既存薬を 転用し、安全性や治療効果を検証するため臨床研究を進めており、抗ウイルス薬としてレ ムデシビルが承認されましたが、重症者を対象とした薬で副作用のリスクもあるため、使 用は限定的です。

また、ワクチンにつきましても、有効性、安全性等を民間の技術を活用しながら進めておりますが、開発には期間を要するとのことでございますので、こういった状況を踏まえますと、今現時点におかれましては、一人一人ができる感染予防をしっかり実施していただくということが第一でございます。

新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではございません。他の国々では、いまだ感染が終息していない国もございます。また、国内においても都市部では新たな感染者が出ている状況ですので、社会経済が徐々に動き出すとともに、人の移動の機会が増えれば再び感染が拡大する可能性があり、感染症の第2波、3波に備える必要がございます。

町民の皆様には引き続き気を緩めず、繰り返しとなりますが、できるだけ密を避け、新しい生活様式を意識していただき、マスクの着用、人と人の距離、うがい、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防していただくとともに、正しい情報を基に落ち着いた対応をお願いしたいと思います。

今後につきましても、国や県の状況を注視しながら、防災無線、広報、ホームページ等 で町民の方への感染予防の啓発や情報提供を引き続き行います。

また、健康についての不安や御心配な方がいらっしゃいましたら、保健センターにて保 健師、栄養士が随時健康相談を行っておりますので、御利用いただければと思います。

これから台風などの災害も多い時期になりますので、避難所においての熱中症、感染症対策も必要不可欠となりますので、マスク、消毒液等の備蓄品等の体制も見直し、避難所の環境整備につきまして、防災担当課と協議し、至急進めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(服部 隆君) 諏訪総務課長。
- ○総務課長兼秘書広聴課長(諏訪洋一君) 御質問にお答えいたします。

町民課長の答弁と重複する部分もあると思いますが、私からは町における新型コロナウイルスの感染症予防についての主な対策等について御説明いたします。

町は、新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、令和2年2月、町新型コロナウイルス警戒本部を設置し、同年4月に町新型コロナウイルス対策本部に移行し、現在まで5回の対策本部会議を開き、感染症予防をはじめとした様々な対策等を協議してまいりました。

主な住民等への感染症予防として、保健センターによる広報やチラシ、ホームページ等での情報提供や防災行政無線での外出自粛要請等の啓発活動、町の各種イベント及び説明会等の自粛、交通安全街頭キャンペーン等の団体活動の自粛等がございます。

また、役場への来庁者及び職員等への感染症予防として、窓口カウンター等の清掃、アルコール消毒液の配備、換気の徹底及び飛沫感染を防止するための間仕切り板の設置等を行っております。

なお、町職員はマスクの着用や体調管理チェックシートを活用し、自らの体調管理を徹底するとともに、勤務体制におきましては、分散勤務を行うための在宅勤務や土日等への振替勤務を実施しており、また、危機管理監の指導による町新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアルの作成及び町職員を対象とした消毒作業研修等も実施しております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大の影響による住民等への支援策といたしましては、 生活支援や事業者向け支援等を掲載した新型コロナウイルス感染症拡大に対する支援策等 情報チラシを全戸配布するとともに、国の事業として、給付対象者1人につき10万円を給 付する特別定額給付金事業、及び町の単独事業として町議会議員の皆様の議員報酬の減額 分等を財源とした住民1人につき10枚のマスクを配布するマスク配布事業等も行っており ます。

続きまして、今後の町の対応について御説明いたします。

国は、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、緊急 事態宣言をしたところでございますが、5月25日、全都道府県で緊急事態宣言が解除され ております。

茨城県では4月16日に緊急事態措置を実施すべき区域となりましたが、5月14日に特定 警戒区域から除外されております。緊急事態宣言が解除された後は一定の移行期間を設け、 外出の自粛や施設の利用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引 き上げていくこととなります。

現在、河内町では新型コロナウイルスの感染者は報告されておりませんが、第2波、第3波に備えて、今後も国、県との密接な状況連携により様々な手段により、住民等に対して引き続き注意喚起等を行ってまいります。

具体的には、密閉、密集、密接の三つの密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染症対策を継続し、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けた周知を行うとともに、町職員等の感染症対策を徹底することも引き続き行ってまいります。

また、今後災害が発生し、町が避難所を開設する必要がある場合、新型コロナウイルス 感染症の状況を踏まえ、感染症対策に留意した避難所運営を行うことが重要となってまい ります。

現在、町は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、避難 所に感染症対策用備品等を導入し、避難所内での感染症の拡大を防止するとともに、避難 者が安心で快適な避難生活を送るための環境整備を行っていくことを計画しております。 以上でございます。

- 〇議長(服部 隆君) 大野教育長。
- ○教育長(大野 繁君) それでは、宮本秀樹議員の質問にお答え申し上げます。

まず、学校再開までの経緯ですが、今回の新型コロナ感染予防施策としまして、3月4日から5月18日まで臨時休校としました。

この間は学習教材や学習プリントを提供しました。しかし、こういう状況ですので、家庭訪問は実施しないで学級担任からの定期的な家庭への電話連絡、できる限り本人と話をするというようなことで様子を確認して、生活についてもアドバイスを行ってまいりました。

5月19日からは9学年を3グループに分けまして、3日に一度、分散登校の形で続けました。その後、少し解除されつつあったという状況もありまして、学年を1組と2組に分けて、今日が全ての学年の1組であれば、次の日は全ての学年の2組というような分散登校を実施しました。そして、6月5日金曜日に全校登校させました。これは8日から通常日課に戻すために、バスのことやら子供たちの登下校の様子やらを確認する意味で全校登校を実施しました。この間はずっと3時間授業で11時15分から20分には下校させております。当然ですが、学校給食は実施しておりません。

この間、全校登校、分散登校含めまして、19日から教育委員会の職員で、前期課程のスクールバスには常に乗りまして、状況を確認しました。後期課程と、下校時刻に関しましては、かわち学園の職員の協力をいただきました。朝7時からということで、かわち学園の先生方にもかなりの負担をおかけしましたが、この間は学校長と協議しまして、1時間ほど勤務時間が早くなっていますので、15時半には退勤させるというようなことで対応しました。

いよいよ8日から通常登校、今週スタートしているわけですが、学校給食もスターして おります。やはり、マスクの着用とか手洗い、うがい、それから教室の環境も机を離して グループ的な形を取らないというようなことで、3密なりを防いでいます。かわち学園に 行っていただければ分かりますが、廊下には、例えばトイレとか流しの前にはテープを貼って間隔を保っています。それと学校の造りからしましても廊下側のドアが開きますので、できるだけ廊下側のドアを開けて広いスペースで換気をしながら現在生活をしていただいております。

学力の維持についてですが、これは非常にこれから難しい課題でして、やはり授業時数、2カ月にわたってほとんど授業をやっておりませんので、いかにして授業時数を確保するかということが一番の課題です。通常夏休みは43日間ありますが、今年度に関しましては、8月8日から8月23日までの16日間を夏休みとします。夏休みは、通常6週間ありますが、そのうちの残りの4週間については授業を展開してまいります。ただ16日間の連続した夏休みですけれども、土曜、日曜日とか祝日等を計算していきますと、43日のうちの26日は、子供たちは休めます。当然、先生方は夏休みといえども全て休みじゃないんですが、多少余裕を持って生活できると思っております。

この間、学校給食は当然実施いたします。この学校給食ですが、月曜日からスタートしまして、特に前期課程の子供たち、特には3年生までですが、配食、配膳をするのが非常に危険であるというようなことも言われていますので、調理員の皆さんや生活支援、学習支援員、先生方等々大人の力で配膳をしています。後期課程に関しては、先生方2人と生徒協力を得て、手袋をしたりマスクをしたり服装をきちんとしたり、そのほかの子供たちも食前食後には必ず手を洗うというような形で対策を練って実施しております。

ただ、ありがたいことにかわち学園につきましては、校舎が建てられて3年、4年目を迎えているわけですが、空調設備は完備されていますし、設計上も廊下は広く、天井は高く、さらに流しのところにはウオーターサーバー、体育館には製氷機というようなことで、かなり環境が整備されておりますので、今後、夏休み等の授業を行った場合にでも、熱中症対策の部分でも有効に校舎全体が機能できると喜んでおります。

それから学習面ですが、この部分につきましては授業時数を確保して、夏休みを短くして対応する予定です。9年生については今現在、計算をしましても、とても授業時数が足りません。ですから、9年生に限っては7時間授業をする日を考えています。9年生に限りましては入試対策もあります。年明けますと市立高校の入試、それから2月後半からは千葉県、茨城県と公立の入試も始まりますので、どうしても12月までに正規の教科書の内容は終わりにしなければなりません。8月の後半、または9月、10月あたりは9年生に限っては7時間授業を展開するようなことになるかなと思っております。

それと6年生についても中学校受験があります。昨年度も4名おりました。この児童たちに対しても対応しなければならないんですが、6年生については時数が確保できますので、7時間授業は展開しないでクリアできると思っております。

さらに、しばらく学校に来なかったり、家庭生活が長かったりして児童たちがやや不安 な部分もあります。担任が中心になり、生活支援なり学習支援の皆さんにも協力を得なが ら、町の学校教育相談員、それと、県派遣のスクールカウンセラーの応援もいただきなが ら、児童生徒の心のケアについては十分手を尽くしてまいります。

このような難事ですから、今後もかわち学園の先生方の力を遺憾なく発揮していただいて、学力はもとより、健康管理、安全な生活が展開できるよう努めていただきます。そのようなことを期待しながら、また、先生方の力に頼るところも多分にあるということでお願いしております。

以上です。

- 〇議長(服部 隆君) 坂本経済課長。
- ○経済課長(坂本紀幸君) 続いて、経済課より宮本議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業や個人事業主に対する経営安定化支援の対策の一つとして、まず事業者等への資金繰り支援がございます。国においては、政府系金融機関や民間の金融機関、県の信用保証協会と連携して経営安定化に向けた支援を行っているところですが、町といたしましても、事業者等への直接的な支援として、国や県が行う公助による下支えを補完、補強するため、その中でも県の融資制度でありますパワーアップ融資における信用保証料について、町独自で補助を行うことを予定しております。このパワーアップ融資は、融資限度額は5,000万円まで、セーフティーネット保証、または危機関連保証を利用した場合には、県は3年間の利子の全額を補給し、加えて信用保証料の5割を助成するものですが、これに町から5割の助成を加え、信用保証料を実質ゼロとすることで経営の安定に必要な資金を円滑に供給できるよう支援してまいります。

このほか、県では新たな貸付け制度を創設しており、公的融資制度や民間金融機関から融資を受けられなかった中小企業、個人事業主に対して、事業継続に必要な資金を無利子、無担保で貸付けを行っております。この融資は、売上げ等が前年同期と比べ5割以上減少した場合など、一定の要件を満たせば、1事業者当たり上限額200万円の範囲で貸付けを行う制度となっており、既に町でもこの貸付け制度に対する協力金の4分の1を負担し、県と町が協調しながら幅広い支援に努めているところです。

また、これら融資制度の支援のほか、例年、町では消費者サービスの向上と購買力の地域外流出の防止を図ることを目的に、かわちプレミアム商品券発行事業を実施し、地域商工業の活性化と振興を図っているところですが、今年度の発行事業については、昨年のプレミアム率は10%であるところ、これを30%へと拡充し、消費の早期回復と町内の小売店や飲食店などの利用促進を図り、地域経済の下支えとなるよう町商工会とともに連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスの影響で需要が減少している花卉の需要拡大を図ることを目的とした花いっぱいプロジェクト事業の実施を予定しております。この花卉の需要の現状といたしましては、例年3月から4月頃にかけて卒業式や送別会等の各種イベントなど、最も花卉の需要が高まる時期となっている中、自粛要請等に伴い、催事などの開催が中止

や縮小となり、花卉の需要が急速に減退する現状となっておりました。

そこで、需要期に向けて生産され、行き場をなくしている花卉を買い取り、それらを飾ることによってストレスの緩和や心が豊かになるなど、様々な魅力、効果が期待できることから、公共施設や学校、家庭などに提供する事業として、国や県でも同様の取組が進められておりますので、町といたしましても、これらと連携して事業を進めてまいりたいと考えております。

これらが現在、町で取り組む主な支援策となってございますが、今後も日々変化している状況を的確に把握しながら、事業者等が求める必要な支援策の検討に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(服部 隆君) 12番宮本秀樹君。
- ○12番(宮本秀樹君) 御答弁ありがとうございました。

続いて、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、2回目なんですけれども、子育て支援課長にお聞きいたします。

土浦市では就学前児童への臨時給付金は、対象がゼロ歳から5歳児に1人1万円の給付、 取手市では子育て世帯への臨時給付金として、国とは別に児童手当の支給金、1人当たり 1万円、また、独り親世帯に対して児童扶養手当の対象者に1世帯に2万円を支給すると しています。

河内町はどう考えているのかお尋ねいたします。

続いて、教育長にお聞きします。

約3割の自治体が就学援助を受けている世帯で昼食代や給食費の無償にする動きがあります。夏休みの短縮で例年なら夏休み中の給食費がなく、その間、無償にしてはどうでしょうか。例えば行方市では学校給食費と幼稚園での減免をしています。6月から来年3月までの間、25%だそうでございます。

町の考えをお聞かせください。

次に、経済課長にお聞きします。

緊急対策として税制支援で売上げの急減した中小企業への固定資産税の減免、法人税や 消費税の納付猶予すると国では言っています。

町ではどう考えているのかお聞きします。

河内町商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響を調査しました。4月には回答企業16社、5月は回答企業20社ありました。

内容を読み上げます。

商工会新型コロナウイルス影響調査、4月回答企業16社でございました。製造業4社、建設業2社、工事事業者5社、サービス業6社。需要減少による売上げ減少、回答企業の約40%ありました。予約や受注のキャンセルによる影響が回答企業の約20%。資金繰りの

悪化、回答企業の約50%。マスク不足による影響は回答企業の約30%でした。建設業や製造業の売上げの影響はあまりなかったが、飲食業やサービス業が40%から70%の売上げの影響が減少したと大きかったでございます。

5月に入りまして、回答企業20社でございます。製造業3社、建設業5社、工事事業者6社、サービス業6社。緊急事態宣言の影響もあり、需要減少や受注のキャンセル等の売上げ減少の影響がさらに大きくなった、回答企業の約60%ありました。マスクの不足による影響は少なくなりました。回答企業の5%。

4月にはあまり影響のなかった建設業や製造業、回答企業の約50%への売上げの影響も 見え始め、約30%の減少。飲食、サービス業40%から90%への影響はさらに広がっており、 借入金等の資金繰りの問合せも増えています。当面の支払いが困難な支出について借入金 の返済、税金等の支払い、光熱費等の支払い、融資の活用について約8割の企業が活用済 みか検討中であるとの答えでありました。

国の持続化給付金の対象とならないで、売上げが前年比30%以上50%未満減少した中小 企業にどう考えているのかお聞きします。

20万円、個人事業者に10万円を支給するとのこと、河内町の対応はどうしているのかお聞きします。よろしくお願いします。

- 〇議長(服部 隆君) 足立子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(足立 誠君) 宮本議員の質問にお答えいたします。

子育て世帯への臨時給付金でございますが、河内町におきましても、国の施策による子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対しまして児童1人につき1万円の臨時特別給付金を支給いたします。

なお、現在、町独自での給付金の上乗せの計画はございませんが、今後、新型ウイルスの感染状況や国の補正予算の動向を踏まえ、近隣市町村の対応などを参考にしまして、子育て世帯の支援等を今後検討してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(服部 隆君) 大野教育長。
- **〇教育長(大野 繁君)** それでは、宮本議員の御質問にお答えいたします。

まず、就学援助を受けている世帯についてですが、この世帯につきましては既に給食費はその中に含まれておりますので、事実徴収をしておりません。ですから、ここは補助されていると理解していただければと思います。

それと、この夏休み、先ほども申しましたように、4週間授業を展開いたします。この間、当然給食は発生するわけなんですが、これまで4月、5月臨時休校がずっと続いておりました。その分の給食費を充当できますので、当然8月分は徴収いたしません。ですから、今の予定ですと臨時休校の時期がありましたので、年間ですと例年11カ月分の給食費を徴収してきているんですが、今回は最大でも10カ月分、どんなに少なく考えても1カ月

分は徴収しないで済む計算でおります。

そのような状況の中で、すでに6月分までの給食費は引き落としておりますので、この後、7月分、8月分は引き落とさないで対応できますので、今のところ無償化するとか減免するようなことは一切考えておりません。

以上です。

- 〇議長(服部 隆君) 雜賀町長。
- ○町長(雑賀正光君) 今の教育長の答弁に補足なんですけれども、前回のお話でも、たしか髙橋議員から質問があった件にも関するんですけれども、成田空港の地域振興枠を使って給食費の無償ということあったと思うんですけれども、それについて私のほうで確認を取りまして、今年度中、間違いなくそれが来るということが分かりましたので、9月からの給食費を、これから、こども園も含めて無償にできるということが今日御報告を併せてさせていただきたいと思います。

9月に入ったら補正予算を、入ってくる前にということで、議会の皆さんに御協力をいただければ、9月から無償ということでこども園も含めてスタートできると思いますので、補足ということで説明させていただきます。

以上です。

- 〇議長(服部 隆君) 坂本経済課長。
- ○経済課長(坂本紀幸君) 御質問にお答えいたします。

緊急経済対策における税制上の措置としましては、町税等の納付が困難である事業者等に対して1年間の徴収を猶予できる特例措置を新設しており、また、厳しい経済環境にある中小企業者等に対しましては、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を講ずるため、税条例の一部を改正する議案を本議会に上程しているところでございます。

次に、国の持続化給付金の対象とならない事業者等への支援につきましては、宮本議員よりお尋ねのありました支援の事例も含め、県のホームページにおいて各市町村の事業者向けの支援策の対応が公表されております。これによりますと、6月8日現在の事業継続給付金等の類似支援の状況では、県内44市町村のうち10市町が同様の支援を行っているようです。

宮本議員には町商工会における影響調査の結果を含め貴重な情報をいただきましたので、 今後は引き続き他の市町村の動向を注視し、事業者等への事業継続の影響などの実態を把 握しながら、各関係機関とも連携して必要な支援に努めてまいりたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議長(服部 隆君) 12番宮本秀樹君。
- ○12番(宮本秀樹君) 答弁ありがとうございました。

最後になりますが、教育長、担当課長には丁寧な答弁ありがとうございました。

5月7日の臨時議会において、議会といたしましても新型コロナウイルスの支援として、 全議員にて6月から12月までの報酬の削減と6月、12月の期末手当を含めて15%のカット を決定したところでもあります。

政務活動費についても、3月に返金することになっています。

この後の追加議案といたしまして、特別職の町長20%、副町長10%、教育長10%の6月の期末手当をそれぞれ減額していただくとのことです。感謝を申し上げます。

今後、第2波感染が発生しないことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長(服部 隆君) 次に、佐川洋司君、登壇願います。

[2番佐川洋司君登壇]

○2番(佐川洋司君) 2番佐川洋司です。よろしくお願いいたします。

現在、中国コロナウイルスを起点とする混迷した世界経済の現状を皆さんは御存じだと 思いますが、中国の人権侵害、言論統制について、日本のマスメディアは何の指摘も情報 開示すらせず、日本でさえも情報操作がなされていることへの疑問を皆さんは感じないの でしょうか。

また、英国王室の継承権問題でエリザベス女王が退位、拘束された事実、日本政府が日本政府株式会社になっている事実、皆さん御存じですか。大なり小なり町政に関わる立場として、世界情勢を理解することは大変重要なことであると思います。

それでは、これより町民の目線に立った質問をさせていただきますので、簡潔な御返答をよろしくお願い申し上げます。

では、通告に従い、一般質問を行います。

1項めは、河内町地域防災計画の記載内容について、お聞きします。

防災予防として広域的な相互応援体制の整備、防災拠点の配置、防災空間の確保、そして他市町村の協定書についてお聞きします。

2項めは、高齢者など要配慮者の避難についてお聞きします。

近隣扶助の意識低下により、要配慮者の避難時の課題、問題点についてお聞きします。

2項とも危機管理として人命に関わる最優先事項でありますので、よろしくお願いいた します。

詳細は自席にてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(服部 隆君) 2番佐川洋司君。
- 〇2番(佐川洋司君) まず、河内町地域防災計画の記載内容についてお聞きします。

第2編災害予防、第2節相互応援体制の整備に関して、隣接する地方公共団体は同時に 大きな被害を被る可能性もあることから、広域的な相互応援体制の整備が必要であり、か つその実効性の確保が急がれる状況にある。

同書の予防2の55記載の1から4の方針のうち、3の防災拠点の配置計画に関し、実効性の確保の観点から以下の懸念事項があります。

一つ、防災拠点の中心である役場が浸水、停電等の被害を受け、指揮系統が機能不全に 陥る可能性があるが、この場合はどう対処するのか。

二つ目、防災空間の確保については、災害時の物資の調達や避難場所の提供、救助、医療など相互応援に関する各種協定が、他市町村及び企業と河内町間で多数締結していることが第6編の資料で分かります。これらには、現町長名による各種協定450以下499までと前町長名による協定423以下448までが含まれていますが、後者はどのように捉えればよいのか。

そして、稲敷地方広域市町村間における災害時相互応援に関する協定書、資料6の476に関しては、第1条で応援の種類を定めており、その中に7番、被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせんという項目が含まれている。町全体の浸水が予想される中、町の指定避難所も安全とは言えず、協定の当事者たる他の市町村の避難施設が確実に提供される必要があると思われる。その点の進捗状況はどうなっているのか。

また、実効性の確保が難しいのであれば、その原因は何にあると考えるか。それを解決 するにはどのような方法があると考えるのかをお聞きします。

2番、高齢者など要配慮者の避難に特有の問題点と課題についてお聞きします。

防災体制の確立には近隣扶助や男女共同参画が必要であるが、最近は近隣扶助の意識低下により、特に高齢者などの要配慮者の避難に関し、実効性の確保が難しくなっている。 そして、この問題を解決するには、第1に各地区ごとに要配慮者に関する基本情報の収集と把握、第2に要配慮者の避難を自主的に助ける避難協力者の事前確保が必須である。

そこで、1番、各地区に自力避難が可能ないし困難な世帯を把握するためにどのような情報収集があるのか。また、その問題点。

- 二つ、自主的な避難協力者を確保するための方法とその問題点。
- 三つ、上記の協力者が不在の場合の解決方法と実効性の確保の問題についてお聞きいた します。

よろしくお願いします。

- 〇議長(服部 隆君) 諏訪総務課長。
- ○総務課長兼秘書広聴課長(諏訪洋一君) 今回の佐川議員からの御質問につきましては、 野澤危機管理監からお答えさせていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(服部 隆君) 野澤危機管理監。
- **〇危機管理監(野澤 茂君)** 佐川議員の御質問にお答えしいたします。

まず、河内町地域防災計画についてでございます。

町は、災害対策本部を設置する場合、原則として役場大会議室に災害対策本部を設置することになっておりますが、災害拠点となる役場庁舎が浸水等により被災し、災害対策本部の機能が一時不能に陥ることも想定されます。

町地域防災計画では役場庁舎が使用不能の場合、農村環境改善センターに本部を設営することが規定されておりますが、利根川の大規模氾濫等により町全域が冠水するおそれがある場合など、町災害対策本部の機能が維持できない場合は、本部機能の一部または全部を町外の公共施設等に移設し、災害対応等を行う検討もせざるを得ないことなります。住民の町外の広域避難と併せて、近隣市町村への町対策本部機能の移転についても課題とし、広域避難先となる自治体と協議を行ってまいります。

町は、県内全市町村間での災害時等の相互応援協定に関する協定をはじめとして、様々な団体等との間で災害協定を締結しております。災害協定の締結時期によっては町長の名前が異なることがありますが、町と協定の相手方において合意解約等がなされていない場合は、災害協定は有効となります。

また、町は平成29年1月、稲敷地方広域市町村圏内の7市町村において、災害時相互応援協定に関する協定を締結しておりますが、この災害時相互応援協定をより実効性のあるものとするために、平成31年3月に稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画、これは利根川と小貝川の洪水編となっておりますが、策定されました。

広域避難計画において、河内町は広域避難先を利根川、小貝川の浸水想定区域外である阿見町及び美浦村とされておりますが、昨年10月の台風19号の災害対応においては、広域避難先となっている自治体においても災害対応を行っているため、広域計画が円滑に実行できない可能性があるという課題が生じました。

町はこうした状況を踏まえ、阿見町及び美浦村との協議を継続するとともに、広域避難計画において避難先とはされていない、より近い他の自治体においても新たな広域避難先として町の地形等を考慮し、東方面、中央方面、西方面の3カ所の一時避難場所、これ一時になりますが、一時避難場所を提案し、協議を行っております。

現在については以上でございます。

2については後ほど回答いたします。

- 〇議長(服部 隆君) 吉田福祉課長。
- ○福祉課長(吉田茂久君) 佐川議員の御質問にお答えします。

災害時に支援が必要な方の把握についてですが、昨年12月に避難行動要支援者名簿の更新を行い、関係機関へ情報提供を行ったところです。その際の情報収集方法といたしましては、災害対策基本法に基づき、住基情報、要介護認定情報、身体障害手帳情報、療育手帳情報、精神障害手帳情報の提供をいただき、避難行動要支援者名簿を作成いたしました。

また、河内町地域防災計画見直しに伴い、現行の災害時要援護者避難支援プランを避難 行動要支援プランとして、今年度改定いたします。このプランの基本的な考え方といたし ましては、災害発生時、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が全ての方に求めら れます。要支援者については、ほかに「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の 取組が不可欠となります。日頃から本人やその家族が隣近所と交流を持ち、地域が連携し て見守り、声かけを行い、地域コミュニティーを形成していく取組が必要です。

こうしたことから、平常時から地域において避難行動要支援者に関する情報を共有する ことにより、避難支援を確実に行う体制の確立及び地域ぐるみの防災体制の構築を目指し、 本プランを策定してまいります。

以上です。

- 〇議長(服部 隆君) 野澤危機管理監。
- ○危機管理監(野澤 茂君) 続いて、お答えいたします。

福祉課長の答弁と重複する部分もあると思いますが、御理解をお願いいたします。

災害時において、自力での避難が困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者については、洪水等の避難準備が可能である場合、早めに安全な町外の親類、知人宅等への自主的な避難を行うことが第一に優先されることであると考えております。

このためには高齢者等も含めた町民自らが自分自身は自分で守る、これは自助力になりますけれども、その意識を持ち、ふだんから町外を含めた親類や知人宅への連絡手段や避難方法など、自分や家族の身の安全を守ることについて事前に決めておくことが必要であると思います。

一方で、個人の力には限界もあり、特に高齢者世帯などは自分たちだけの力では災害時の避難等も容易でないことも想定されますので、災害時には地域で協力をして災害対応に当たり、被害を最小限に抑えたり、被災した人を救助する共助、共助力となりますが、それが非常に重要になってくると思います。

過去の震災を見ますと、阪神淡路大震災では、要救助者の8割を助けたのは近所の住民 であったと言われております。このことからも共助力がいかに重要であるか、それが分か ると思います。

町が避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合に、高齢者を含めた要支援者が速やかに避難行動が取れるようにするためには、自助、共助、公助の原則はもとより、地域の人は地域で守り、避難所等へ移送するなど、住民全体の協働という精神が大切になってくると考えております。

今後、町は公助としてバス運行事業者等との協定を締結し、避難行動要支援者等の自力での避難が困難な方々への避難の手助け、これが公助となりますね、町外の避難所等への移送支援等を行うことについても検討しております。すなわち、自助、共助、それと公助というのは災害対応の両輪であり、どちらが劣っても住民の安心、安全を守ることはできないと考えます。

そして、災害時の自助、共助の主役となるのは、近くの住民の皆さん、自主防災組織であると考察いたします。災害時等において避難が困難な場合など、自宅や近所の住宅の2階へ緊急的に垂直避難をすることも想定されますが、ふだんから地域で話し合ったり、情報共有するなど、自主防災組織による共助の精神がないと有事の際、迅速かつ好意的に自

宅の2階等を緊急避難場所として開放し、近所の逃げ遅れた人や避難行動要支援者等を受け入れることは困難な問題であると考えます。

今後も、町は区長を初めとした地域の方々や防災士、地域の防災リーダー、そして民生 委員、消防団等の関係機関と連携し、自主防災組織を主体とした地域の防災力の強化に努 めてまいります。

以上です。

○議長(服部 隆君) ここで暫時休憩いたします。

10分の休憩とします。

退席を許します。

午前11時23分休憩

午前11時33分開議

○議長(服部 隆君) 再開いたします。

2番佐川洋司君。

〇2番(佐川洋司君) すみません、ちょっと流れがよく分かりませんでした。ありがと うございました。

実際に震災水害時における対応避難についての具体的な誰が誰をどうするのかいうことは、一番最初に決めないと何も対応、対処ってのはできないもんだと感じています。

ぜひ、歴代に見る才覚の町長、雜賀さんに、ぜひとも個人としての自助っていう形ではなく、町の自助として避難所と医療施設を兼ね備えた防災施設の新設をお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長(服部 隆君) 次に、牧山龍雄君、登壇願います。

[8番牧山龍雄君登壇]

○8番(牧山龍雄君) 8番牧山龍雄でございます。

まず初めに、町長及び職員の皆様に感謝申し上げます。マスク配布事業や国の20万円の給付金の迅速な支給によりまして、10万円、20万円ですか。すみません、訂正いたします。ちょっと多くなりました。10万円の給付金の迅速な給付に対しまして、町民から感謝の声や喜びの声が聞こえております。また、町外からもそういう声が聞こえております。アベノマスクに比較して言っているんでしょうけれども、本当にありがたいということでございました。

今現在、コロナウイルス苦で大変な時代になっておりますけれども、慎重に感染対策を 取りながら、萎縮せずにこれからも町政に励んでいただきたいと思います。

それでは通告に従いまして、空き校舎の利活用について、自席にて質問いたします。よ ろしくお願いします。

〇議長(服部 降君) 8番牧山龍雄君。

○8番(牧山龍雄君) それでは、旧河内中学校の件について御質問いたします。

町有財産使用賃貸契約書によりますと、第11条によりますと、本契約が終了したとき、または条例の規定により解除されたとき、借主は貸付け物件を原状に回復して、貸主の指定する期日までに返還しなければならないとあります。そしてまた、そのことが担保される、ちゃんと元どおりになり返還されることの担保されるのでしょうか。

また、貸主において必要ないと認めたときは、変更された状態のままで返還することを 妨げないともあります。これはどのような状態を想定しているのでしょうか。

そして、もし倒産などをした場合には、校舎などは塩漬けにならないのでしょうか。そ して建物の維持管理、契約コスト等はどうなるのでしょうか。

企画財政の北澤課長、よろしくお願いします。

- 〇議長(服部 隆君) 北澤企画財政課長。
- **〇企画財政課長(北澤雅志君)** 牧山議員の御質問にお答えいたします。

廃校等の貸付け期間の満了等に伴い、施設を返還していただく場合には、締結しております町有財産使用貸借契約書に定める貸付け財産の返還に基づき、借主は貸付け物件を原状に回復して貸主の指定する期日までに返還しなければならないものとしております。このことから施設の改修に当たりましては、可能な限り原状回復ができる状態での使用を検討していただいております。

これまでの貸付けにおきましては、大規模な改修を伴う施設整備等は行われていない状況でありまして、原状回復は可能であると考えております。

しかしながら、本議会に提案させていただいております旧河内中学校の貸付けにつきましては、貸付け期間が20年であること、また、当該事業計画におきまして、校舎内にパックご飯製造工場を設置するに当たり、校舎内部の大規模な改修が予定されていることから、事前の説明会等におきましても、原状回復は難しいのではないかという御意見もいただいております。旧河内中学校の貸付けに当たりましては、現時点におきまして、事業者との打合せにおいて可能な限り原状回復が行える範囲での改修を依頼しているところでございます。

また、貸主において必要がないと認めたときは、変更された状態のままで返還することを妨げないという条項につきましては、使用者が貸付け期間中に行った施設の改良や改修等におきまして、その物件の客観的な価値を増加させたものであり、返還に当たりまして、町にとってその改修等が有益的、効果的なものとして判断できる状態にある場合と考えております。

貸付けに当たっての物件の維持管理及び保守契約ということに関しましてですが、町有財産使用貸借契約書の中で、財産保全義務等として貸付け財産の保全、修繕に要する経費は、全て借主の負担とするという旨を規定しております。

また、本契約の締結に併せまして、土地建物等の管理等に関する詳細事項について、別

紙協定書を取り交わしており、この協定書におきまして双方の合意を得た上で物件の引渡 しを行っております。

借主の倒産という事態についてでございますが、契約条項にも定めておりますが、貸付け財産の使用状況を確認するために必要に応じて実地調査を行い、経営状況等の把握にも努めていくことで未然の対応をしていきたいと考えております。御質問のような事態となった場合には、法的措置による対応となることが考えられることからも、顧問弁護士等の指導に基づき、適正に対応していきたいと考えております。

旧河内中学校の契約の締結に当たりましては、資金計画にあります補助金及び製造物、パックご飯ですね、こちらの販路の確保についての見通しが今後の経営における重要な課題となることからも、補助金の承認が得られなかった場合、販路の確保が見込めない場合、事業開始が契約書に定める期限内に履行できない見込みとなった場合につきましては、町と事業者双方で貸付けの継続に関して再協議するものとして、契約書とは別に覚書を締結しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(服部 隆君) 8番牧山龍雄君。
- ○8番(牧山龍雄君) ありがとうございます。

借主が営利を目的としてやれるわけでございまして、ほかの施設もそういう形で営利目的でやっているんですけれども、今回の旧河内中学校の件に関しては投資額も大きいし、利益も大きくなるので、何か無償で貸すということがなかなかちょっと何か変ではないかなという違和感を感じております。河内町の町に産業が発展するということはいいことでございますので、我々も賛成はするんですけれども、やはりその利益が多くなったときにっていうか、大きい利益を出すので、そこら辺でもう一回提携、考えなければいけないかなと思います。

そのような、この河内中学校のあれを、事業がもし成功していった場合は、河内町には どのような恩恵というか利点というのがあるんでしょうか。

そして、これが成功するように私たちも祈ってはいるんですけれども、今、このように コロナで世界中の経済が疲弊しているのに、なかなか難しい事業ではないかなというのも 感じております。そこら辺で何かこの事業が成功した場合は、町にどのような恩恵がある のかお聞かせください。

- 〇議長(服部 隆君) 北澤企画財政課長。
- ○企画財政課長(北澤雅志君) お答えいたします。

現在、文部科学省におきましては、少子化に伴い、毎年500校前後の廃校が発生しております。それら廃校施設の有効活用に向けた取組を推進していくために、これら施設につきまして、そのほとんどが国庫補助事業を受けて建設された教育関連施設となっていることから、教育施設以外の目的への転用や売却する場合には文部科学大臣の承認を得るため

の財産処分手続が必要となり、あわせて補助金相当額の返納や借入金の繰上償還などの手続が必要となります。

しかしながら、補助事業完了後10年を経過した施設を無償で処分、譲渡や、または貸付けする場合におきましては、相手先を問わず、国庫納付金等の財産処分手続を不要とするなど、地方公共団体の手続の大幅な軽減が図れるよう措置されているところでございます。

これまでに貸付けしている施設、廃校舎等は、いずれも昭和50年代に建設されたものであることから、施設整備等において経年劣化が見受けられ、これら補修等についても維持管理費と併せて使用者側の負担としていることも、御指摘にございます無償貸付けとしている理由の一つでございます。

このようなことから当町の廃校利活用につきましては、無償による貸付けを募集要項に 定めた上で公募を行い、その後、審議会での審査を受け、住民説明会での御理解を踏まえ た上で、改めて議会承認により貸付けを行っております。

御質問にあります旧河内中学校の貸付けについてでございますが、これまでの貸付け事業者と比べると大規模な事業計画であり、収支計画につきましても相当規模のものとなっておりますが、事業が円滑に遂行されることで産業の少ない当町において新たな産業による雇用の創出、河内町産の米の消費拡大等による地域の活性化、さらには税収等の向上にもつながるものと考えております。

また、年間の維持管理費でございますが、開校時に比べ削減されてはございますが、電気代、上下水道代、夜間警備委託料のほか、施設の改修など合わせまして年間200万円以上の費用が発生しております。貸付けによりまして、これらの経費につきましても削減が図れるものと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(服部 隆君) 8番牧山龍雄君。
- ○8番(牧山龍雄君) ありがとうございます。

それでは3回目の質問をさせていただきます。

そのようにこの事業が成功すれば、もしかしたら法人税や、そういうのも入ってくるのかなとは思いますけれども、そこで無償っていうことは、ちょっと理解できるのかなと思います。

それで今、町でも使用貸借契約を結んでいる施設が今、5カ所か6カ所あると思うんですけれども、これらの使用施設の使用状況や計画、そしてPR等をかわち広報などに載せて、頻繁に載せたらどうかなと思います。町の財産が活用されていることを関心持っていただき、町活性化、まちづくりの一つになってもらうためにも、より密なPRが必要かと思います。

やはり、町の財産である、そういう施設を町の人が参加して使っていかないと、一緒に

なってやっていかないと町の活性化、まちづくりっていうものをやっていかないと、それが基本じゃないかなと思いますので、これからもそういう施設を利用して、まちづくり、町活性化のために、そういうPR活動なり広報活動はどのようになるのかお聞かせください。

- 〇議長(服部 隆君) 北澤企画財政課長。
- 〇企画財政課長(北澤雅志君) お答えいたします。

廃校等を利活用している事業者からの使用状況や計画等の公表ということでございますが、それぞれの施設を使用している事業者につきましては、定期的ではございませんが、 広報担当者の訪問取材等を通しまして、「広報かわち」に掲載していただくことで住民の 皆様へ以前紹介させていただいたところでございます。

また、イベントの開催のお知らせや開催内容などにつきましても、町ホームページや広 報紙を通して紹介させていただいております。

旧金江津小学校をレンタルスタジオとして利活用しております事業者につきましては、 ドラマの撮影や音楽ビデオ等の実際に行われた撮影の様子やドローンスクールの実施状況 などを事業者側のホームページで公開しております。

廃校等の利活用につきましては、住民の皆様からの問合せなどがあった場合に備えて、 町担当者と各施設の管理者との間で連絡を取れる状況に努めているところであり、問合せ の内容等によりましては、地元の区長、議員の皆様にも御連絡をさせていただいておりま す。

御質問いただきました各施設の使用状況や計画の公表でございますが、その内容や公表の方法等につきまして、事業者の方々と再度検討させていただき、今後対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(服部 隆君) 8番牧山龍雄君。
- ○8番(牧山龍雄君) どうもありがとうございました。

町の財産ですので有効活用できるように、これからも行っていただきたいと思います。 どうもありがとうございました。

○議長(服部 隆君) ここで暫時休憩をいたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分開議

〇議長(服部 隆君) 再開いたします。

次に、諸岡周示君、登壇願います。

[7番諸岡周示君登壇]

○7番(諸岡周示君) 最後になりました。7番諸岡周示です。よろしくお願いします。

先ほどお話がありましたように、新型コロナウイルス感染拡大により、世界中に感染が蔓延し非常事態が陥っている現状であります。その中で、日本においても専門家の御意見を聞きながら、国や、そして各自治体からの指導と、国民の皆様が一致協力をして不要な外出を避け、そして企業においても同じように自粛をしながら、そして、その結果が感染者が減少したということであります。

しかしながら、今、言われていますように、第1波、第2波というようなコロナウイルスは、これ収まりのきかない未知のウイルスなので、予断を許さない状況だと考えます。

遅れましたが、その治療に携わっている医療従事者、関係者の皆様に心より感謝と敬意 を申し上げたいと思います。

私は、今後、このコロナウイルスにより、いろいろな方面でより一層、経済により大きな影響が出ることをすごく懸念しております。そんなことを念頭に置きながら質問をしたいと思います。

また、先ほど宮本議員もありましたように、私たち議会は何かコロナウイルス対策に、 町民の皆さんに少しでも役に立てないかということで、12月まで期末手当も含めて15%削減をいたしました。

また、今日、議案にありましたように、雑賀町長として、藤井副町長、教育長にも、これにも削減をするというようなお話もいただきましたので、これから町当局におかれましても有効な使い道をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1番目として、以前質問がありましたけれども、2年前にたしかありましたけれども、職員研修のことであります。現在の状況と計画や、そして以前も私、質問しましたが、事務改善のことで質問をいたします。私は、これから今まで以上に職員のスキルアップを考えなければ、本当にこれから大変な時代になろうかなという観点からであります。

2番目として、冒頭にお話ししたように、コロナウイルスにより、これから日本の税収が今まで以上に落ち込み、かなりの予想がされると思います。そして、県や市町村においてもその影響が出てくるのが心配であります。河内町においても行政改革の中で、県下で財政力は下から2番目というようなデータもあります。そういうようなことも考えて質問をしたいと思います。

詳細については自席にて質問いたしますので、担当課長、そして雑賀町長には丁寧な答 弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(服部 隆君) 7番諸岡周示君。
- **〇7番(諸岡周示君)** まず、職員研修、事務改善の計画について質問をいたします。

2年前に同僚議員が職員研修と人事交流の質問がありましたけれども、職員の資質を高めた、そして階級別研修や課内の協議をするというような答弁がありました。その成果と研修状況について教えてください。

なぜ、私がこのような質問をと申しますと、やはり同僚議員も言っていましたけれど も、井の中の蛙ではなってはいけないというからであります。もっとスキルアップをして 原点に戻って、町民のために働いてもらいたいからであります。

総務課長に答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(服部 隆君) 諏訪総務課長。
- 〇総務課長兼秘書広聴課長(諏訪洋一君) 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

町職員の研修につきましては、毎年度、職員研修の実施計画を作成し、計画的な職員研修の実施に努めております。職員研修の実施計画では、実施する研修ごとに研修対象者の 条件を決定し、実施回数や研修日数、計画人数等を定めております。

町の職員研修は、主に茨城県自治研修所が開催する市町村職員研修及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が開催する共同研修等に参加しておりますが、令和元年度を例に取りますと、階層別研修としては新規採用職員課程をはじめとして、第1部職員課程、主事主任級課程、新任及び現任係長課程、新任及び現任課長補佐課程、新任及び現任課長課程等となり、延べ19名が受講しております。

また、階層別研修以外の実務研修といたしましては、法制執務研修、ビジネスマナー研修、面接試験技法研修等となっておりますが、これらの研修に加え、人権関係研修や町単独研修の人事評価研修など、毎年度、必要に応じた研修を計画的に実施しております。

こうした町職員の研修履歴は職員ごとに個別に管理されており、人事や人材育成等の基 礎資料として活用されております。

今後も町は、町職員のスキルアップを目指した人材育成を推進していくために適切な職員研修実施計画を作成し、職員各自がそれぞれ必要とされる知識や技能等を習得するため、計画的な職員研修等の実施により、職員の能力向上に努めてまいります。

なお、町は定期的に外部組織への職員派遣を行っておりますが、今年度から2年間の予定で茨城租税債権管理機構へ職員1名が派遣されております。また、令和3年度からは3年間の予定で茨城県後期高齢者医療広域連合へ職員1名が派遣される予定となっております。町の職員がこれらの外部組織への派遣により習得いたしました専門的な知識や技能は、町に戻ってからの担当業務等でも活用されることを期待しております。

以上でございます。

- 〇議長(服部 隆君) 7番諸岡周示君。
- **〇7番(諸岡周示君)** ありがとうございました。

今、最後に課長が言われたように、外部組織への派遣、すごく私はいいと思っていま す。そのような、これからも人材育成の観点から、ぜひお願いしたいと思います。

また、ちょっと例を出しますと、二、三日前、古河市のところで工業用水の配管を一般 家庭のほうに接続しちゃったと。それで2年間、飲料水として6名の方だったかな、飲料 していたという話があります。ちょっと初歩的なことですけれども、河内町でも、ちょっ と申し訳ないんですけれども、3月に公園の工事がありまして、それは公園をきれいにするための、水路をきれいにするための計画だったんだけれども、やはりちょっとしたものの考え方っていうか、違ったのか、私、土地改良の理事やっていまして、水路をせき止めちゃって雨の日かなりオーバーフローしたと、そういうようなことがありました。というようなことも、やはりあのときも合計、多分100万円程度は余計にお金がかかったと思うんですね。ぜひとも、やはりそういう外部組織に職員の研修をして、また、事務改善もお願いしたいと。

計画にもありますように消滅可能都市からの脱却には程遠いと私は思いますので、持続可能なまちづくりに技術職の職員の採用とか道路の維持管理も委託をして、職員が行かなくとも監視できる、それで安くできる、そのようなことを検討してみてはどうかなと思うんですけれども、そして、町民の皆さんがこの頃、町は変わったねと、そういうような言葉がささやかれるようなことを改善に思うんですけれども、雑賀町長、これで答弁できますか。お願いいたします。

- 〇議長(服部 隆君) 雜賀町長。
- **〇町長(雑賀正光君)** 諸岡議員、消滅可能性都市からの脱却じゃなくて、消滅可能都市 からの挑戦でございますから。脱却はなかなかそう簡単にはいかないと思います。

それでこの研修も含めてなんですけれども、その他、町から県の関係機関に出向という形なんですけれども、もう一つ考えられるのは民間ですか。例えば成田空港株式会社とか、そういうところの職員との交流なんかができないのかなと考えているところなんです。もう一つは、この4月から危機管理監ということで野澤さんに来てもらっていますけれども、やはり部署によっては専門職ですか、それが必要じゃないかということは、前々から諸岡議員から御指摘を受けているわけですけれども、これについても専門職については適任者がいれば、特に土木とか設計関係ですか、建築関係の専門家がいれば採用をしたいということは引き続き進めてまいりたいと思っております。

以上です。

- **〇7番(諸岡周示君)** 今後も検討するっていうことですね。今後もそういうことを考えますよと。
- 〇議長(服部 隆君) 7番諸岡周示君。
- **○7番(諸岡周示君)** 今後も、そういう専門職なり、なぜかっていうと、広報紙にもこの間載りましたけれども、定期採用の募集のやつは、この間広報紙に載ったんですよ。ところが、技術職も採用しますとか、そういうのは全然載らないんですね。すると町民の皆さん、ほかでもそうですけれども、分からないと。そういうことがあるもので、町長に答弁をしてもらったんですけれども。
- 〇議長(服部 隆君) 雜賀町長。
- **〇町長(雑賀正光君)** 本当に御指摘のとおり、技術職について載っていないっていうの

は事実でございますから、それについて広報紙にこれから職種も含めて載せたいと思いま す。

- 〇議長(服部 隆君) 7番諸岡周示君。
- ○7番(諸岡周示君) 大分、私スピードかけてやっていますから。

次に、行財政改革について、ちょっと質問をいたします。

皆さん御承知のとおり、河内町の基幹産業は農業であります。以前も言いましたように 農業をもっとこうできないかなと、すごく私も思っている中で、雜賀町長がライスジュレ の、当時米ゲルですね、10年後には30億円という目標立ててやっているんですけれども、 なかなか反応が難しいと。

冒頭言いましたように、これ、一概に財政力が下から2番目だからいけないっていうわけじゃないんですけれども、やはり所得を、先ほど出ましたけれども、所得を上げるためには、やっぱり何らかの手立てをしないと、このままだとだんだん、だんだん沈む一方で、最終的には職員の皆さんが給料減っていくと、場合によってはそうなりますんで、今のうちからそういう手を打てないかなというのが思いがあります。企業誘致っていっても、なかなかこれ難しいということがあると思います。

そして、今、利活用のやつで出て、サンウオーターさんですか、あれは本当、成功したらすごく雇用も生まれるし、そうすると雇用が生まれれば所得も上がるということで、そうしたら財政力も上がるっていうことで、非常に私はいいなというふうに思って、ぜひとも成功ができればなと思っています。

そんな中で、直販センターのことも総合計画によって、やっぱりネットワーク化のステーションが機能できるように早く、今月検討委員会があると思いますけれども、あれを基に農家の皆さんができて、利益がプラスマイナスでもいいんですけれども、それなりの活性化があれば、何らかのそういう財政力につながってくるんじゃないかなっていうふうに思うんですけれども、それは企画の財政課長から答弁お願いしたいと思います。

- 〇議長(服部 隆君) 北澤企画財政課長。
- ○企画財政課長(北澤雅志君) 諸岡議員の質問にお答えいたします。

地方公共団体の財政力を示す指数として用いられております財政力指数でございますが、河内町の財政力指数は直近の平成30年度決算統計に基づく財政分析指標におきまして0.37となっております。

この財政力指数でありますが、地方交付税の規定により算定されるものであり、地方公共団体が平均的水準の行政活動を行う場合に要する財政需要額に占める地方税収等の標準的な収入割合の3カ年の平均値でございます。この指数が1を超える場合には普通交付税の交付団体となり、1に近いほど財政的な余裕がある団体とみなされることになっております。

当茨城県内の市町村の平均値は0.70となっており、当町の指数0.37は県内平均値と比べ

低い状況にあり、御指摘にございます県内で下から2番目の状況であります。これら自主 財源の不足分とされている財源を補てんし、全国的に標準的な行政運営を確保する上で必 要とされる財源として地方交付税が措置されております。

御質問いただきました財政力の向上、こちらに向けた取組でございますが、財政力指数は地方税収等の町の直接的収入財源を行政運営に必要とされる費用等で割り返した指数であることから、指数の向上に当たりましては、各市町村の地域的な条件等もございますが、町の直接的な収入財源であります地方税収等の向上を図ることが重要であり、地方税等の収納率向上及び有効的に活用できる経常的な収入財源の確保を図り、あわせて行政運営の低下を招くことなく、支出の抑制に努めていくことが肝要であると考えております。

このような中、まち・ひと・しごと創生法に基づき、今後、加速度的に進むことが見込まれる人口減少対策を踏まえて策定いたしました河内町総合戦略及び第5次河内町総合計画に掲げたアクションプランの達成に向けて業務に取り組んでいるところであり、これらの事業の推進を通して地域経済の活性化や新たな雇用の創出を図るとともに、新たな財源の確保にもつなげていきたいと考えております。

また、財政運営におきましても、毎年度の決算状況を基に、予算編成時から経常経費の抑制に努めるとともに、多くの費用負担を伴う事業の推進につきましては、特定目的基金への計画的な積立てによる財源の確保に加え、資金を借入れするに当たりましては、これまでの借入残高を含む償還計画を基に、次年度以降の支出見込みを立て、将来的に大きな財政負担を招くことのないよう努めているところでございます。

御質問にありますライスジュレについてでございますが、河内町産のお米を使った独自 化商品の開発の検討として第5次総合計画のアクションプランに掲げ、5年後の出荷額3 億円、10年後の出荷額30億円を目標に、町の新たな特産物を目指して推進しているところ でございます。

町といたしましても、昨年度までの3カ年につきましては、地方創生関連事業を活用し、 ライスジュレのマーケティングとして大規模な商品商談会への出展や、ライスジュレを使 ったレシピコンテストなどを開催し、普及促進を図ってきたところでございますが、情報 発信力としては不足していることもあり、直接的な出荷額に結びついていない状況でござ います。

現在、事業者側ではこれまでグルテンフリー、アレルギーに対応業界、こちらへの提案を主体として営業活動を行っておりましたが、ライスジュレの特性でもございます増粘性や触感改良性、これらを主体とした営業を取り入れたことで、中堅の製菓、惣菜会社への採用も取り付けたところでございます。

また、近隣の直売所や大手通販サイトでの自社商品の販売を通してライスジュレを広く PRするほか、新たな商品の開発にも着手しており、販路の拡大に向けた取組を進めているところでございます。

直販センターについてでございますが、産業、観光等の少ない本町におきまして、直販センターを魅力ある直売所としてリニューアルし、地方創生事業を活用し、先に整備しております長竿亭やライスジュレ工場等の町内の小さな拠点を結ぶネットワークの拠点とすることで、新たな人の流れと地元農産物等のPR及び販路拡大等を図ることで、地域活性化だけでなく新たな収入財源の確保にもつながるものと考えられますことから、今後、再編検討委員会の意見を基に、計画的な整備の推進に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(服部 隆君) 7番諸岡周示君。
- ○7番(諸岡周示君) じゃあ、雜賀町長に再度。

これから財政力を上げるために今、私も言った、答弁された課長さんも言われたように、これからどういう計画的にやろうとするのか、断片的になりますけれども、私はセットだと思っているんですよね。米ゲルだとか直販センターを混ぜれば、あそこでそのふるさと納税の扱い方をやって、通販もあそこでやったりとか、いろいろな面でできると思うんですよ。そういう計画的なものを今後、財政力上げるために町長としてどこまで考えているのか、ちょっとお願いしたいんですけれども。

- 〇議長(服部 降君) 雜賀町長。
- **〇町長(雑賀正光君)** まず、先ほどの財政力指数ですか、資料を議員の皆さんにお渡し しますから配ってください。
- 〇議長(服部 隆君) 許可します。

[資料配付]

○町長(雑賀正光君) 先ほどの財政力指数の件で、これは直近のやつなんですけれども、これ一番右端にあるのが財政力指数で、河内町は下から2番目なんですね。そのほかのところが見ていただくと一番下だったり、上のほうだったりしますけれども、これ基本的に左から行くと下へ行くほどいいんですね。1番目、2番目、3番目までは下へ行くほどいいんですよ。4番目が上へ行くほど、これは一応、実質的には見積りが甘いと言われますけれども、4番については残ったほうがいいっていう形なんですけれども。あと、地方債の残高も下がいいということで、積立金の残高も上のほうがいいっていうことで、平均しますと本当に諸岡議員おっしゃるように財政力が非常に、私も過去30年にわたって調べてみたんですね。河内町が一時0.4というときもあったんですけれども、0.36、0.37とか、そのあたりが過去30年にわたって大体このあたりなんですね。

人口減少だと本来ならば町民税が不足しますよね。ですから、おっしゃるとおり法人税を上げるか固定資産税ですよね。町独自で使える財源がなければ足らないところは地方交付税をいただくという、こういう形なんですね、この一番右に関しては。そういうことで、この左、一番右以外のことに関しては、今から四、五年前の私が就任してからの状況から

すると、役場の職員さん、みんな頑張っていただいて、少しずつは財政力指数以外については意外と頑張ってきた経過があるんですね。それはそれとして説明をさせていただきました。

御質問のこれからの総合計画に基づく、おっしゃるように、やはり単独では駄目だと思うんですね。やっぱり直販センターもそうですし、その廃校利用もそうですし、やはりこれからは総合力がどうしても必要になってくると思うんですよ。ですからそれらを連携していって、点を線にして面にしていくという形の戦略を立てないと、なかなか町民が前よりよくなったっていう感じになるには、やはり町内に直売所だとか活気があるようなものを造っていかないといけないというのは、本当におっしゃるとおりであります。

ただ、私が心配しているのは、最低でもツーペイにしたいんですね、ツーペイ。出したお金に対して、長年かかってもいいからツーペイにならないと。ずっと赤字体質っていうのは、やはり町民の皆さんも望まないと思うんで、そのあたりを18日から始まる再編の検討委員会で、専門家の方を交えて町の将来についてしっかりといろいろ練っていただいて、それに基づいて、そこは場所についても含めてですね。ですから執行部側だけじゃなくて、やはり専門家を交えたものでこれからの財政改革、そして行政改革も含めて進めていかなきゃならないと思っております。行革も進めたおかげで、ある程度頑張ったおかげでこの財政力指数以外のところは効果が出てきたなとは実は思っておりますので、引き続き緊張感を持って皆様方の御意見いただきながら、アイデアをいただきながらオール河内で進めていかなきゃならないというふうに感じております。

以上です。

- 〇議長(服部 隆君) 7番諸岡周示君。
- ○7番(諸岡周示君) ありがとうございました。

今、町長言われたように、やはり職員ばっかりじゃなくて我々も含めて町民みんなでやって、町を少しでもよくして、雜賀町長初め執行部の皆さんにおかれましては、本当これから大変な時代になりますから、消滅可能都市からの挑戦ということで持続可能なまちづくりをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 〇議長(服部 隆君) 雜賀町長。
- **〇町長(雑賀正光君)** 今、多面機能交付金ですか、それを実は河内町の中で、各地区で有志の方が頑張っていただいて、今日も農道ですか、そこに砂利を敷いたり、草刈りをしていただいたり、河内町は他町村と比べると、本当に農地の管理、非常に行き届いておりますので、引き続き一体となって町の発展に御協力いただければと思います。

この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

- 〇議長(服部 隆君) 以上で一般質問を終了いたします。
- ○議長(服部 隆君) 日程2、議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町固定資産評価 審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(服部 隆君) 日程3、議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例を議題 といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町税条例の一部 を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(服部 隆君) 日程4、議案第3号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条 例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町手数料徴収条 例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(服部 隆君) 日程 5、議案第 4 号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町介護保険条例 の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

〇議長(服部 隆君) 日程6、議案第5号 令和元年度河内町水道事業会計未処分利益 剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和元年度河内町水 道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決することに決しました。

〇議長(服部 隆君) 日程7、議案第6号 令和2年度河内町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和2年度河内町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決しました。

〇議長(服部 隆君) 日程8、議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(服部 隆君) 日程9、議案第8号 町有財産(旧河内中学校)の無償貸付についてを議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号 町有財産(旧河内中学校)の無償貸付については、原案のとおり可決することに決しました。

〇議長(服部 隆君) 本日提出されました日程10につきまして、審議に入るに当たり、 執行部より提案理由の説明を求めます。

雜賀町長。

〔町長雜賀正光君登壇〕

〇町長(雑賀正光君) 本日提出いたしました議案第9号 河内町特別職の期末手当の減額に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本件は、本年6月に支給される町長、副町長及び教育長の期末手当の基礎となる給料の額について、町長は20%、副町長及び教育長は10%減額するため、本条例を制定するものであります。

以上、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長(服部 隆君) 御苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

日程10、議案第9号 河内町特別職の期末手当の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長(諏訪洋一君) 議案第9号 河内町特別職の期末手当の減額 に関する条例の制定について、御説明いたします。

本件は、本年6月に支給される町長、副町長及び教育長の期末手当の基礎となる給料の額について、町長は20%、副町長及び教育長は10%減額するため、本条例を制定するものであります。

この条例は公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用となります。

なお、期末手当の減額分は新型コロナウイルス対策事業の財源といたします。

以上でございます。

〇議長(服部 隆君) 御苦労さまでした。

議案第9号の質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号 河内町特別職の期末 手当の減額に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

〇議長(服部 隆君) 日程11、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から所管事務のうち、会議 規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。 お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長(服部 隆君) 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて令和2年第2回河内町議会定例会を閉会といたします。 御苦労さまでした。

午後零時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員